

行政権力の濫用による競争の排除、制限行為の
工商行政管理機関による差止め手続についての規定

第一条 行政権力の濫用による競争の排除、制限行為を差し止めるため、「中華人民共和国独占禁止法」に基づき、本規定を制定する。

第二条 行政機関及び法律、法規により授権され、公共事務を管理する機能を有する組織が行政権力を濫用し、競争の排除、制限行為を実施した場合、上級機関が是正を命じる。直接の責任を負う主管者及びその他の直接の責任者については、法により処分する。国家工商行政管理総局及び省、自治区、直轄市の工商行政管理局（以下「省級工商行政管理局」という）は関連する上級機関に対し法により処理することを提案することができる。

第三条 国家工商行政管理総局は、国務院所属部門、省級人民政府が行政権力を濫用し、競争を排除、制限した場合について、国務院に対し法により処理することを提案することができる。

法律、法規により授権され全国の公共事務を管理する機能を有する組織が行政権力を濫用し、競争を排除、制限した場合について、国家工商行政管理総局は、当該組織を管理する機関に対し法により処理することを提案することができる。

第四条 省級工商行政管理局は、省級人民政府所属部門、省以下の地方人民政府及びこれらの所属部門が行政権力を濫用し、競争を排除、制限した場合について、関連する上級機関に対し法により処理することを提案することができる。

法律、法規により授権され、地方の公共事務を管理する機能を有する組織が行政権力を濫用し、競争を排除、制限した場合について、省級工商行政管理局は、当該組織を管理する機関に対し法により処理することを

提案することができる。

第五条 事業者は、行政機関及び法律、法規により授権され、公共事務を管理する機能を有する組織による強制、指定、授権等を理由として、独占行為に従事してはならない。

事業者が独占協定及び市場支配的地位の濫用行為に従事した場合、「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の工商行政管理機関による調査処理手続についての規定」を適用する。

第六条 法律、行政法規に、行政機関及び法律、法規により授権され、公共事務を管理する機能を有する組織が行政権力を濫用し、競争を排除、制限する行為にかかる処理について別途規定がある場合、その規定に従う。

第七条 省級工商行政管理局は、本規定第四条に基づき法により処理することを提案した後、10 業務日内に国家工商行政管理総局に届け出なければならない。

第八条 工商行政管理機関の職員が本規定に違反し、職権を濫用し、職務を懈怠し、私利のために不正を犯し、なお犯罪を構成しない場合、法により行政処分に処する。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第九条 本規定は、行政機関及び法律、法規により授権され、公共事務を管理する機能を有する組織が行政権力を濫用し、競争を排除、制限することにおいて関係する価格面における行為の差止めには適用しない。

第十条 本規定は、国家工商行政管理総局が解釈に責任を負う。

第十一条 本規定は、2009 年 7 月 1 日より施行する。